

秩父別町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和4年3月

秩父別町



## ■目次

<b>1. 背景</b> .....	<b>2</b>
<b>2. 基本的事項</b> .....	<b>3</b>
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
<b>3. 温室効果ガスの排出状況</b> .....	<b>5</b>
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増加要因	
<b>4. 温室効果ガスの排出削減目標</b> .....	<b>7</b>
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
<b>5. 目標達成に向けた取組</b> .....	<b>8</b>
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
<b>6. 進捗管理体制と進捗状況の公表</b> .....	<b>9</b>
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

## 1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

秩父別町においても、2015（平成27）年度から5年間を計画期間とした秩父別町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、地球温暖化の防止に向けた取組を実施してきました。その結果、事業所における2019（平成31）年度の温室効果ガス総排出量は、2013（平成25）年度と比較して10.76%減少したところであります。しかし、2016（平成28）年度以降に、交流人口の拡大と若い世代の移住定住の促進等を目的とした大型遊戯施設が整備されるなど、温室効果ガス総排出量増加が懸念されています。

このような状況の中、本町では、未来の世代へこの素晴らしい自然環境を引き継ぐため、令和3年12月に2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めていくことが宣言され、事業所としても温室効果ガス排出量の更なる削減を目指し取組んでいきます。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

秩父別町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「秩父別町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、秩父別町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

秩父別町事務事業編の対象範囲は、秩父別町の全ての事務・事業とし、各課で所管する公共施設及び公用車の燃料を対象とします。

表1 対象施設一覧

総務課	役場庁舎	産業課	育苗施設
	車両センター		観光体験牧場
	管理人住宅		ローズガーデンちっぷべつ
	交通安全監視所		米穀乾燥調整貯蔵施設
企画課	秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ	教育委員会	粃殻処理施設
	交流会館		ファミリースポーツセンター
	百年記念塔		ふれあいプラザ
	さわやかトイレ		図書館
	道の駅		郷土館
	農産物加工センターくるり		B&G 海洋センター
	交流体験農園なつみの里		生涯学習センター生き生き館
住民課	老人福祉センター	消防署	小学校
	認定こども園くるみ		中学校
	デイサービスセンター		陸上競技場
	高齢者グループハウスらいふ		パークゴルフ場
	駅前公衆便所		屋内遊戯施設ちっくる
	墓地公園トイレ		ベルパークちっぷべつ
	建設課		除雪ステーション
浄化センター・中継ポンプ所			
配水池・流量計室			
2条排水機場			

### (3) 対象とする温室効果ガス

秩父別町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) のみとします。

### (4) 計画期間

2021(令和 3) 年度から 2030 (令和 12) 年度末までを計画期間とします。なお、社会情勢の変化や進捗状況などを踏まえ、概ね 5 年を目安に計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2019	...	2021	2022	2023	2024	2025	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間			→							

図 1 計画期間のイメージ

### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

秩父別町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、2016 (平成 28) 年度から 2025 (令和 7) 年度までを計画期間とする「第 6 次秩父別町総合計画」に即して策定します。

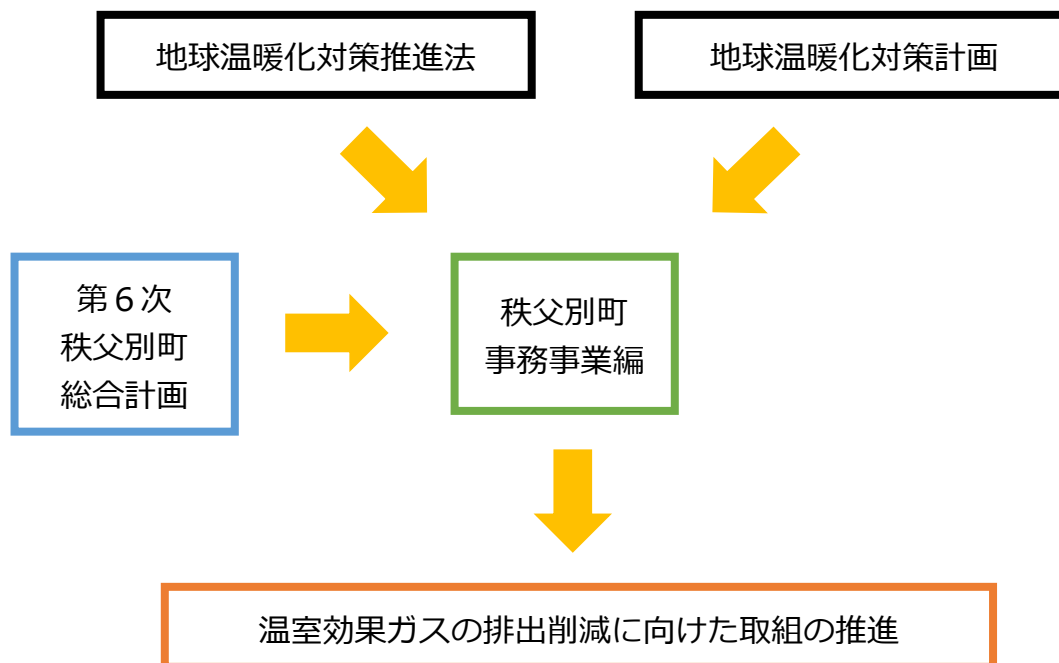


図 2 秩父別町事務事業編の位置付け

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」

秩父別町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である 2019(平成 31)年度において、4,046.53t-CO<sub>2</sub> となっています。

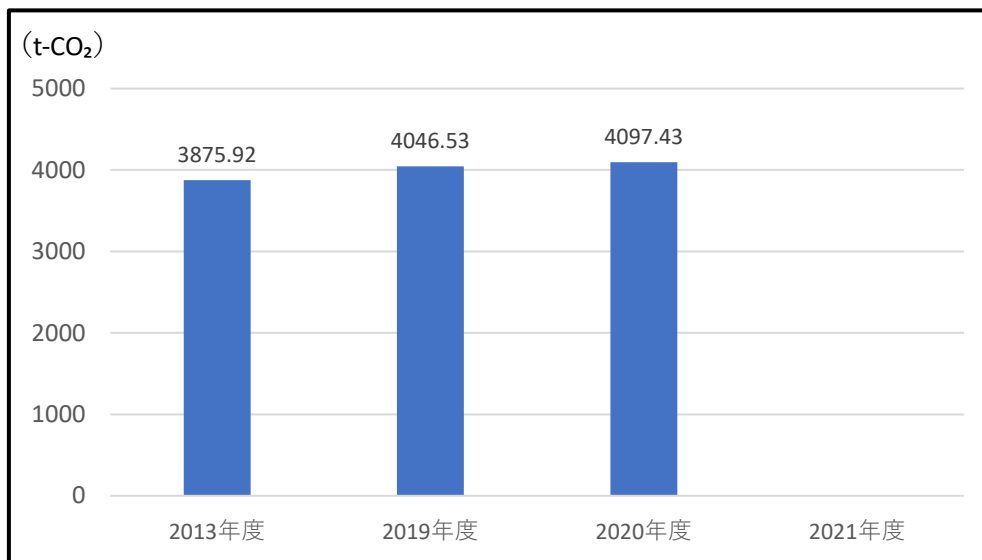


図 3 秩父別町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

エネルギー種別で見ると、A 重油が全体の 40%を占め、次いで電気使用量が 39%、灯油 13%となっています。

表 2 2019 (平成 31) 年度  
温室効果ガス総排出量

	基準年度 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	48.32
灯油	536.36
軽油	191.06
A 重油	1,624.65
液化石油ガス	61.98
電気	1,584.16
温室効果ガス 総排出量	4,046.53

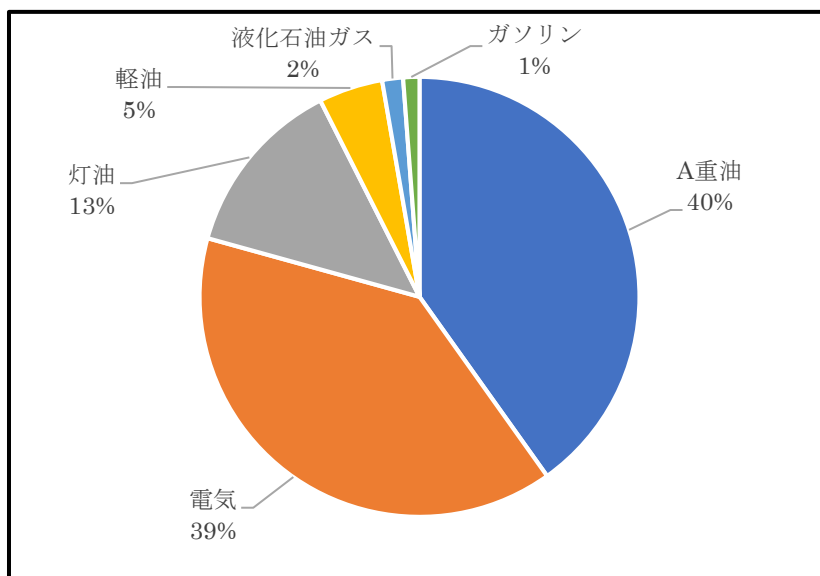


図 4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合

施設別では、秩父別温泉を所管する企画課関連施設が全体の58%を占め、次いでファミリースポーツセンターや小・中学校を所管する教育委員会が13%、建設課が11%となっています。

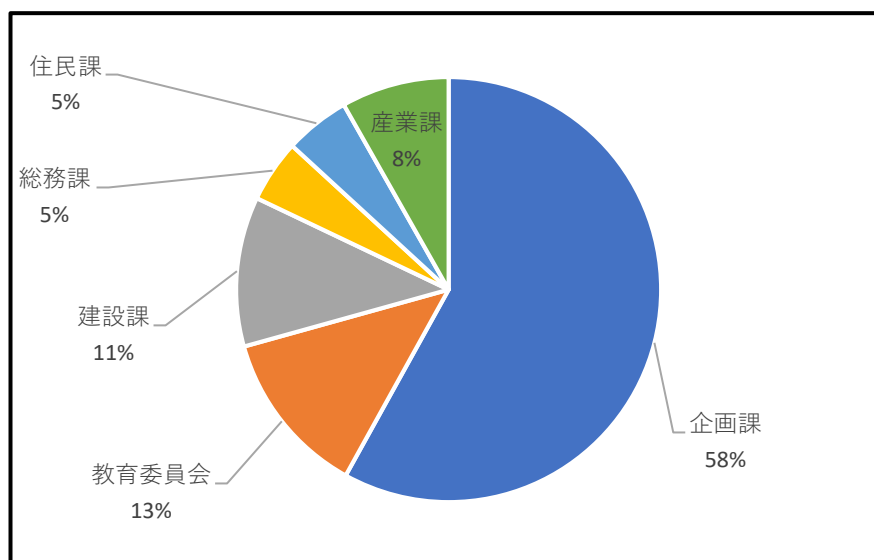


図5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2019年度）

## (2) 温室効果ガス排出量の増加要因

平成31（2019）年度の温室効果ガス総排出量は、4,046.53 t-CO<sub>2</sub>となりましたが、前回計画対象施設のみで比較すると、前回の基準年度より417.04 t-CO<sub>2</sub>減少し、10.76%削減されましたが、本計画では、前回計画で対象外とした委託業務や指定管理者施設、新たに整備された施設を追加したため、4.40%増加しています。



#### 4. 温室効果ガスの排出削減目標

##### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、秩父別町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

##### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2019年度）比で20%削減することを目標とします。

表3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2019年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	4,046.53t-CO <sub>2</sub>	3,237.22t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	20%

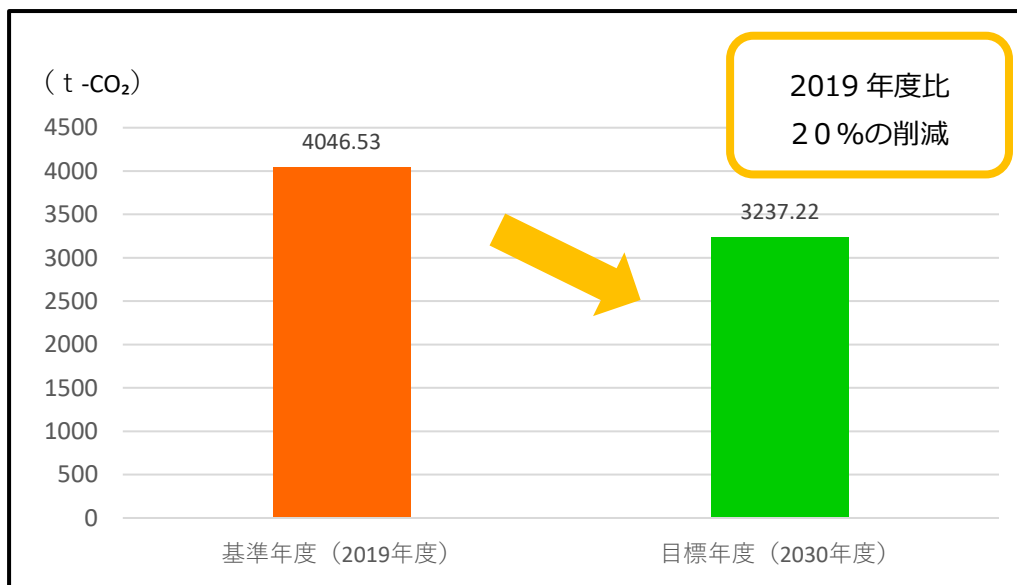


図6 温室効果ガスの削減目標

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 自動販売機の設置数について検討します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

#### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備や節電・節水型を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 省エネルギー型機器への更新を進めます。
- 街路灯・防犯灯のLED化を進めます。
- 電気自動車やハイブリッド自動車など低燃費自動車への移行を進めます。

#### ③ 再生可能エネルギーの利用促進

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 太陽光発電設備の導入を検討します。
- 施設の新築、改築するときは、再生可能エネルギーを導入し、環境負荷の低減に配慮した施設の整備と適正な管理に努めます。

#### ④ グリーン購入法の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 物品購入の際は、環境ラベリング対象製品を優先的に購入します。
- 詰め替えやリサイクル可能な消耗品を使用します。

#### ⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 環境保全責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- コピー用紙の節減や節水、庁舎等からのごみの減量に取り組みます。
- 公用車の運転に際しては、エコドライブを実践します。
- 積極的にクールビズ及びウォームビズを励行します。

## 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

秩父別町事務事業編を推進するために、町長を本部長とする「秩父別町地球温暖化対策推進本部」を設置し、副本部長には副町長・教育長、本部員には、各課長・局長及び支署長を充てます。また、各課及び各施設に環境保全責任者及び環境保全推進員を配置し、取組を着実に推進します。

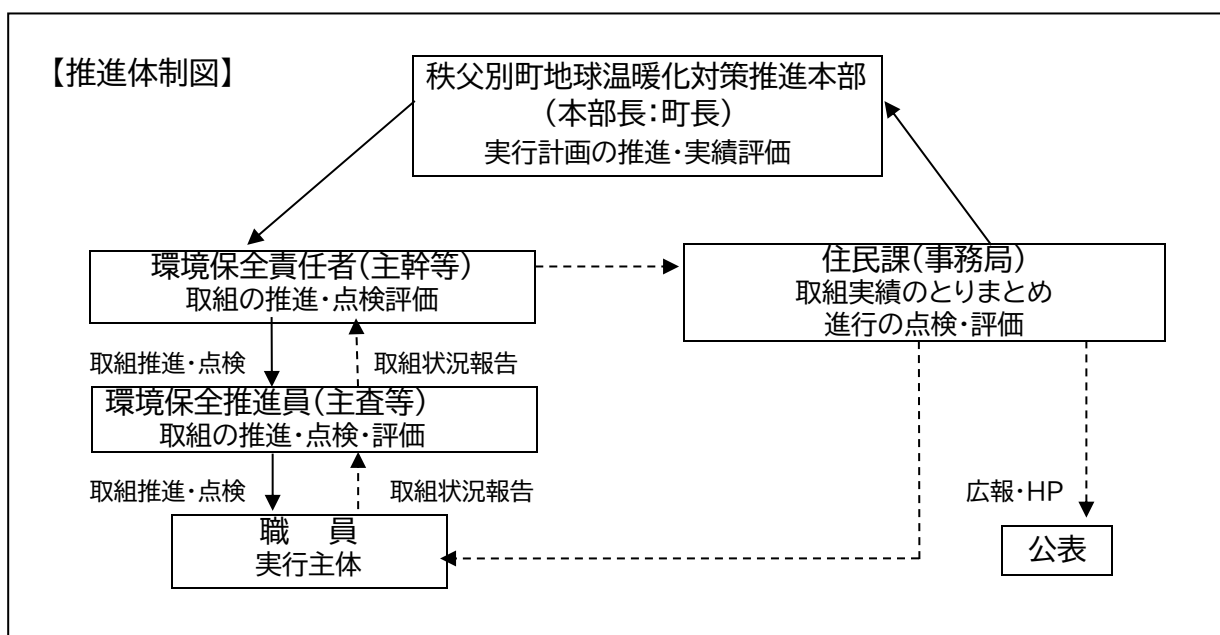


図 7 秩父別町事務事業編の推進体制

### (2) 点検・評価・見直し体制

秩父別町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、秩父別町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

#### ① 各課等における推進状況の点検

秩父別町事務事業編の進捗状況は、環境保全責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して、毎年1回進捗状況の点検・評価を行います。

#### ② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、秩父別町事務事業編の改定を行います。

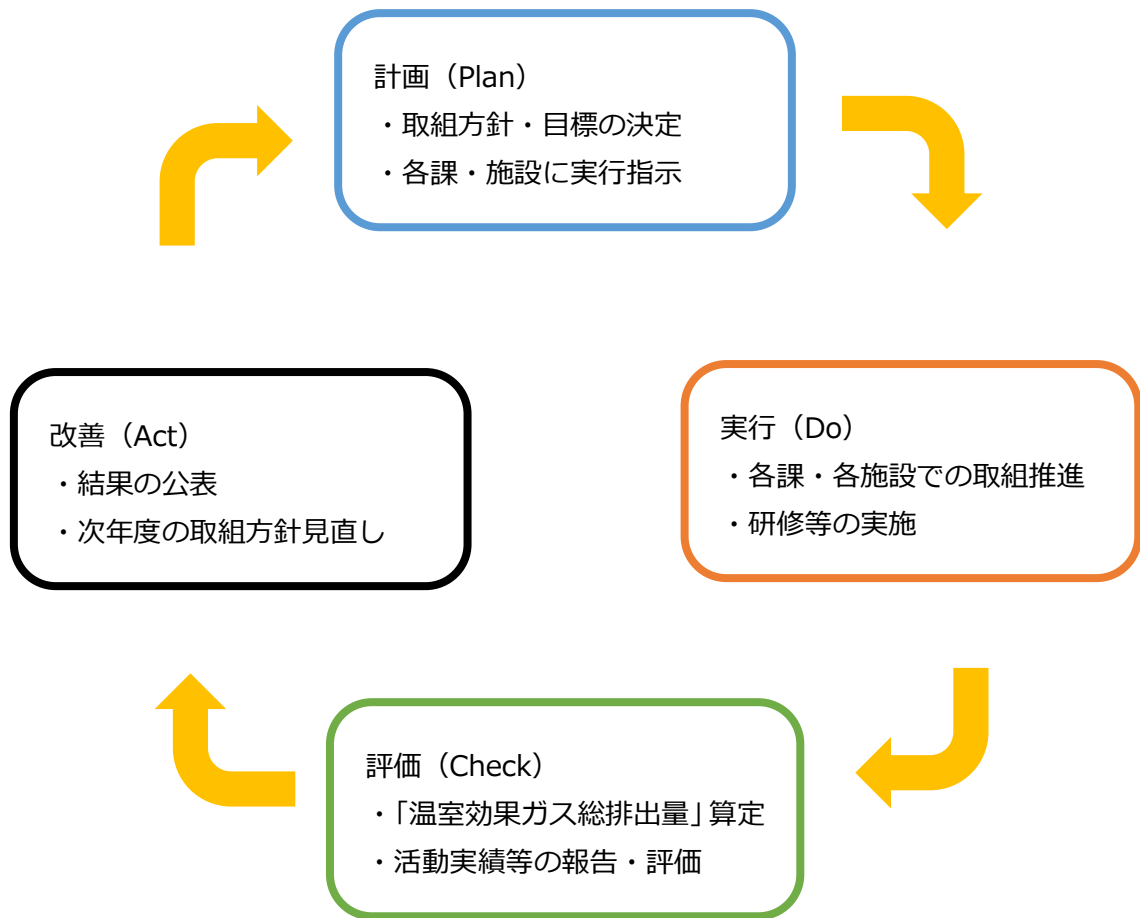


図 8 毎年の PDCA イメージ

### (3) 進捗状況の公表

秩父別町事務事業編の進捗状況は、広報紙やホームページ等で毎年度公表します。